

県内有数の神社として知られ、江戸時代には「武藏国一宮」とも称されて多くの社領を有していた大宮氷川神社（大宮区）。それだけに、関係する文書は他の寺社を圧倒しています。大宮氷川神社に関わるものとして、神社に直接伝わる氷川神社文書、旧神主家に伝わる岩井家所蔵文書、東角井家所蔵文書、西角井家所蔵文書。ほかに、権宜家に伝わる井上家所蔵文書（以上、市指定）があります。岩井家所蔵文書には社領のあった新開村（現、桜区）・上落合村（現、中央区）に関するものが多く、他に慶長16年（1611）に2代將軍秀忠の侍女神尾志津が氷川神社に安産祈願した書状も含まれています。その冒頭には、「南無ひかわ（氷川）大めうしん（明神）当國のちんしゅ（鎮守）として」と見えます。なお、この時志津が生んだ男子は後の会津若松城主保科正之となりました。西角井家所蔵文書は神社の歴史や社領支配の実態を雄弁に物語る第一級の史料。寛政2年（1790）の「武藏国一宮氷川神社宮中絵図面」（No11130）や明治2年の「氷川神社三宮絵図」（No4826）からは、かつての社殿配置がよく分かります。珍しいものでは、神社経営を維持するために江戸で行った富突興行の富札も残っています。今で言う「宝くじ」に相当するものです。

なお、余談ですが、明治時代の西角井家の当主が古道具店で発見し収集した諸国の朱印状1,600点余りは、無効を示すように朱印が墨で抹消されたり、横半分に切断されたりしており、明治維新時に「廢棄」された朱印状の状態がよくわかる、非常に貴重な史料です（現在は、切断部分は修復されています）。

市内の寺社に与えられた寺社領寄進状も多く残ります。徳川家康は江戸入府の翌年、天正19年（1591）11月に関東周辺の有力寺社に寄進状を発しています。以後歴代将軍もそれに倣っていますが、6・7・15代将軍は寄進状を発給していないので、12通で完存ということになります。明治維新の際に、新政府は朱印状の回収を行っていますので（その後返却されないまま関東大震災で焼失）、現存する寺社は、回収に応じなかつたか、回収命令が到達しなかつたということになります。



▲富札（西角井家文書 No4806）



▲天正19年氷川女體神社社領寄進状



▲圓乘院朱印状（慶安元年）

完存するものは玉蔵院（浦和区）、大泉院（桜区）、氷川女體神社（緑区）、慈眼寺、林光寺（以上、西区）に残る寄進状で、それぞれ玉蔵院寺領寄進状及び朱印状、大泉院寺領寄進状及び朱印状、氷川女體神社社領寄進状及び朱印状、慈眼寺朱印状、林光寺朱印状と称しています。また、完存ではありませんが、圓乘院朱印状9通（中央区）、妙行寺朱印状7通（中央区、以上、市指定）も残っています。その中でもとりわけ、徳川家康が氷川女體神社に出した寄進状は、「堅紙」に「官位姓」を記し、「花押」を書くという格式の高いもの。朱印状の完存する寺社では氷川女體神社の50石が最高ですが、大宮氷川神社は天正19年に徳川家康から高鼻村（現、大宮区）で100石、慶長9年に上落合村で200石の社領が加増されて計300石と、市内最大の寺社領を有していました。

武家文書

中世には、市内・県内の武将は「武藏武士」として全国に名を馳せ、時には市域が武士の合戦の場ともなりました。そのため、貴重な武家文書が現存しています。安保文書（県指定）は武藏七党の一つ丹党に属した安保氏に関する文書で、足利尊氏が弟直義を殺害した觀応の擾乱終了直後の正平7年（1352）に、足利尊氏が大庭郷（現、桜区）を勲功の賞として安保氏に与えた文書が含まれています。同じく武藏七党の一つである村山党に属し、畠山重忠に従った武士の家に伝わる金子家文書（県指定）も鎌倉時代の武藏武士の活躍を示す貴重な史料です。